

やむを得ない事由による 措置関係事務

令和5年4月

福祉局高齢者施策部高齢福祉課

<やむを得ない事由による措置関係事務>

1 やむを得ない事由による措置について

(1) やむを得ない事由による措置	P 1
(2) 措置の対象者	P 2
(3) 措置の実施者	P 2
(4) 利用可能な介護保険サービス	P 3
(5) 事務フロー図	P 4
(6) 関連事業	P 5

2 やむを得ない事由による措置業務について

(1) 措置開始（入所）事務	P 7
(2) 措置廃止（退所）事務	P 9
◇ 行政不服審査法に基づく審査請求 ◇	P 9

3 やむを得ない事由による措置に係る措置費について

(1) 措置費について	P 11
(2) 措置費の支給申請	P 12
(3) 措置費の支給	P 15
(4) 措置費支給額の事後確認	P 15
(5) 措置費支給額に相違があった場合の精算	P 16

4 やむを得ない事由による措置に係った費用の徴収について

(1) 費用徴収金	P 18
(2) 被措置者への請求	P 18
(3) 督促・催告	P 19

5 葬祭委託・遺留金品

(1) 葬祭委託	P 22
(2) 遺留金品の取扱い	P 22

<やむを得ない事由による措置関係事務>

1 やむを得ない事由による措置について

(1) やむを得ない事由による措置

「老人福祉法第 10 条の 4 及び第 11 条第 1 項第 2 号」及び「老人福祉法第 10 条の 4 及び第 11 条第 1 項第 2 号の規定に基づく措置にかかる要綱」に基づき、やむを得ない事由により介護保険法に基づく介護保険サービスを利用することが著しく困難である場合に、介護保険サービス利用ができるよう大阪市が措置を行う。

老人福祉法（抄）

第 10 条の 4 市町村は、必要に応じて、次の措置を探ることができる。

一 65 歳以上の者であつて、身体上又は精神上の障害があるために日常生活を営むのに支障があるものが、やむを得ない事由により介護保険法に規定する訪問介護、定期巡回・随時対応型訪問介護看護（厚生労働省令で定める部分に限る。第 20 条の 8 第 4 項において同じ。）若しくは夜間対応型訪問介護又は第 1 号訪問事業を利用することが著しく困難であると認めるときは、その者につき、政令で定める基準に従い、その者の居宅において第 5 条の 2 第 2 項の厚生労働省令で定める便宜を供与し、又は当該市町村以外の者に当該便宜を供与することを委託すること。

二 65 歳以上の者であつて、身体上又は精神上の障害があるために日常生活を営むのに支障があるものが、やむを得ない事由により介護保険法に規定する通所介護、地域密着型通所介護、認知症対応型通所介護若しくは介護予防認知症対応型通所介護又は第 1 号通所事業を利用することが著しく困難であると認めるときは、その者（養護者を含む。）を、政令で定める基準に従い、当該市町村の設置する老人デイサービスセンター若しくは第 5 条の 2 第 3 項の厚生労働省令で定める施設（以下「老人デイサービスセンター等」という。）に通わせ、同項の厚生労働省令で定める便宜を供与し、又は当該市町村以外の者の設置する老人デイサービスセンター等に通わせ、当該便宜を供与することを委託すること。

三 65 歳以上の者であつて、養護者の疾病その他の理由により、居宅において介護を受けることが一時的に困難となつたものが、やむを得ない事由により介護保険法に規定する短期入所生活介護又は介護予防短期入所生活介護を利用することが著しく困難であると認めるときは、その者を、政令で定める基準に従い、当該市町村の設置する老人短期入所施設若しくは第 5 条の 2 第 4 項の厚生労働省令で定める施設（以下「老人短期入所施設等」という。）に短期間入所させ、養護を行い、又は当該市町村以外の者の設置する老人短期入所施設等に短期間入所させ、養護することを委託すること。

四 65 歳以上の者であつて、身体上又は精神上の障害があるために日常生活を営むのに支障があるものが、やむを得ない事由により介護保険法に規定する小規模多機能型居宅介護又は介護予防小規模多機能型居宅介護を利用することが著しく困難であると認めるときは、その者につき、政令で定める基準に従い、その者の居宅において、又は第 5 条の 2 第 5 項の厚生労働省令で定めるサービスの拠点に通わせ、若しくは短期間宿泊させ、当該拠点において、同項の厚生労働省令で定める便宜及び機能訓練を供与し、又は当該市町村以外の者に当該便宜及び機能訓練を供与することを委託すること。

五 65 歳以上の者であつて、認知症（介護保険法第 5 条の 2 に規定する認知症をいう。以下同じ。）するために日常生活を営むのに支障があるもの（その者の認知症の原因となる疾患が急性的な状態にある者を除く。）が、やむを得ない事由により同法に規定する認知症対応型共同生活介護又は介護予防認知症対応型共同生活介護を利用することが著しく困難であると認めるときは、その者につき、政令で定める基準に従い、第 5 条の 2 第 6 項に規定する住居において入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の援助を行い、又は当該市町村以外の者に当該住居において入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の援助を行うことを委託すること。

六 65 歳以上の者であつて、身体上又は精神上の障害があるために日常生活を営むのに支障があるものが、やむを得ない事由により介護保険法に規定する複合型サービス（訪問介護等（定期巡回・随時対応型訪問介護看護にあつては、厚生労働省令で定める部分に限る。）に係る部分に限る。第 20 条の 8 第 4 項において同じ。）を利用することが著しく困難であると認めるとき

は、その者につき、政令で定める基準に従い、第5条の2第7項の厚生労働省令で定めるサービスを供与し、又は当該市町村以外の者に当該サービスを供与することを委託すること。

2 市町村は、65歳以上の者であつて、身体上又は精神上の障害があるために日常生活を営むのに支障があるものにつき、前項各号の措置を探るほか、その福祉を図るために応じて、日常生活上の便宜を図るために用具であつて厚生労働大臣が定めるものを給付し、若しくは貸与し、又は当該市町村以外の者にこれを給付し、若しくは貸与することを委託する措置を探ることができる。

第11条 市町村は、必要に応じて、次の措置を探らなければならない。

一～省略～

二 65歳以上の者であつて、身体上又は精神上著しい障害があるために常時の介護を必要とし、かつ、居宅においてこれを受けすることが困難なものが、やむを得ない事由により介護保険法に規定する地域密着型介護老人福祉施設又は介護老人福祉施設に入所することが著しく困難であると認めるときは、その者を当該市町村の設置する特別養護老人ホームに入所させ、又は当該市町村以外の者の設置する特別養護老人ホームに入所を委託すること。

三～省略～

2～省略～

老人福祉法第10条の4及び第11条第1項第2号の規定に基づく措置にかかる要綱

(別紙P57 参照)

(2) 措置の対象者

原則 65歳以上の者であつて、介護保険法に規定する介護保険サービスに係る保険給付を受けることができる者で、身体及び精神（認知症を含む）上の障がいがある等のやむを得ない事由により介護保険サービスを利用することが著しく困難な者。

高齢者虐待を受け、高齢者虐待から保護される必要があると認められる場合や、その養護者の心身の状態に照らして養護の負担軽減を図るために介護保険サービスの利用が必要と認められる者も含む。

〈やむを得ない事由とは〉

措置しようとしている者や親族等により、介護保険事業者と「契約」により介護保険サービスを利用することや、要介護認定の「申請」等を期待しがたいことを指す。

認知症の程度や、障がい等の程度によらず、虐待により一時的に意思決定能力が低下している場合で、真に必要な介護保険サービスを「契約」できない者も含む。

※ 65歳未満の者であっても、介護保険法に規定する介護給付を受けることができ、区保健福祉センター長が真に必要と認める場合は、措置の対象者として差し支えない。

(3) 措置の実施者

「老人福祉法第5条の4第1項」の規定及び「老人ホームへの入所措置等に関する留意事項について(S62.1.31 社会局老人福祉課長通知)」により、養護老人ホームと同じく、措置しようとしている者の居住地又は所在地のある市町村が措置の実施者となる。

なお、「大阪市老人福祉法施行細則」により、老人福祉法に規定する措置事務を大阪市長が区保健福祉センター長に委任しているため、各区保健福祉センター長が措置の実施者となる。

『養護老人ホームへの措置関係事務 1 (3) 措置の実施者 P3』を参照。

	措置の相手方の状態	措置の実施者	
1	在宅 等	居住地の市町村	
2	老人福祉法による施設に入所中 (養護老人ホーム、特別養護老人ホーム) 生活保護法による施設に入所中 (救護施設、更生施設 等)	入所前に居住地あり	入所前の居住地の市町村
		入所前に居住地なし 又は 居住地が明らかでない	入所前の所在地の市町村
3	上記の老人福祉法、生活保護法による施設 以外の社会福祉施設又は病院等に入所中	入所前の居住地あり	入所前の居住地の市町村
		入所前に居住地なし 又は 居住地が明らかでない	施設の所在地の市町村
4	ホームレス、行路人 等	所在地の市町村	

(4) 利用可能な介護保険サービス

やむを得ない事由による措置に係り、利用できる介護保険サービスは次のとおり。なお、介護保険事業者は、老人福祉法第20条の規定により「正当な理由がない限り、これを拒んではならない」とされている。

老人福祉法（抄）

第20条 老人居宅生活支援事業を行う者並びに老人デイサービスセンター及び老人短期入所施設の設置者は、第10条の4第1項の規定による委託を受けたときは、正当な理由がない限り、これを拒んではならない。

2 養護老人ホーム及び特別養護老人ホームの設置者は、第11条の規定による入所の委託を受けたときは、正当な理由がない限り、これを拒んではならない。

【居住系サービス】

- ・訪問介護、定期巡回・随時対応型訪問介護看護、夜間対応型訪問介護
- ・通所介護、地域密着型通所介護、認知症対応型通所介護、介護予防認知症対応型通所介護
- ・小規模多機能型居宅介護、介護予防小規模多機能型居宅介護
- ・看護小規模多機能型居宅介護（複合型サービス）

【入所系サービス】

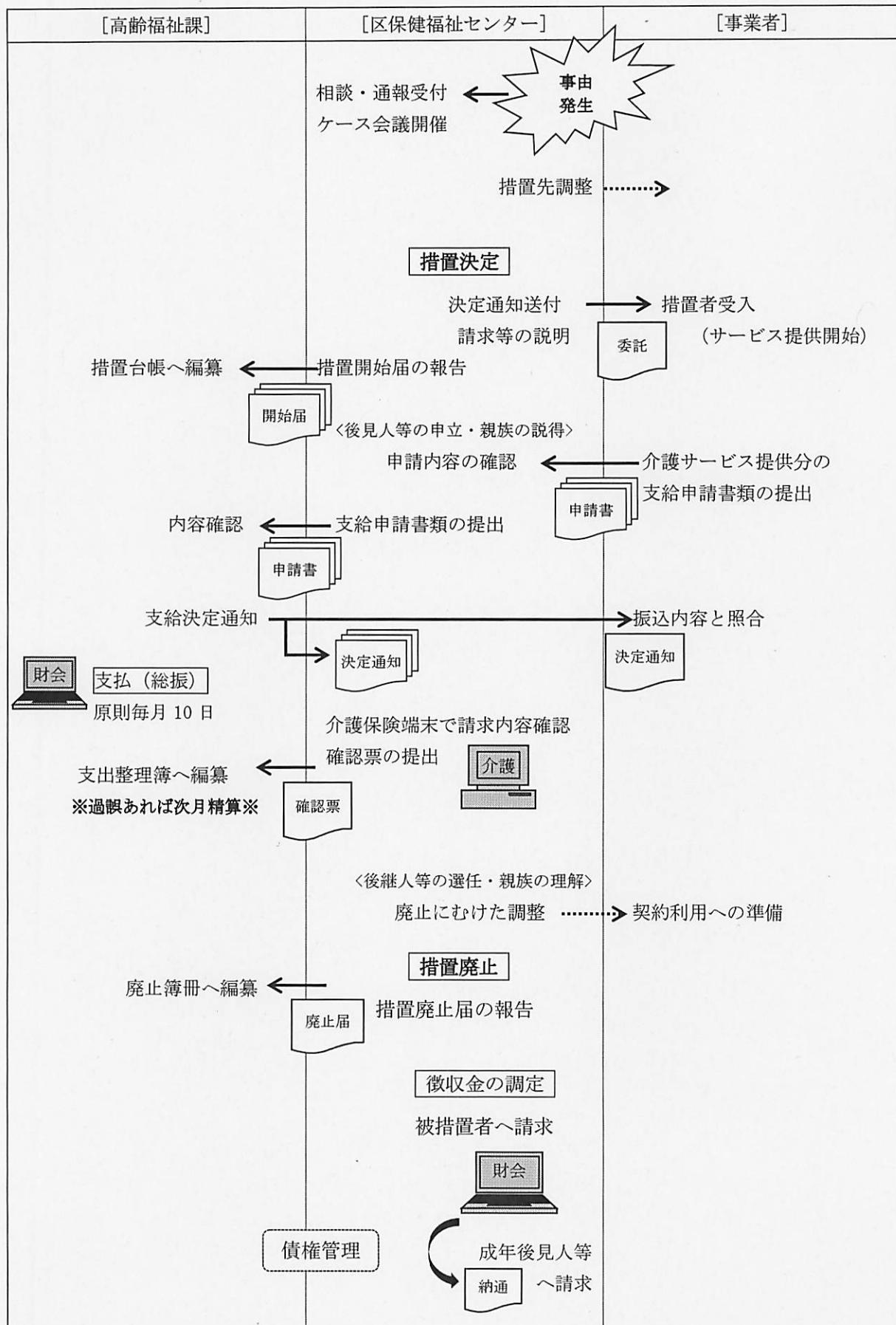
- ・短期入所生活介護、介護予防短期入所生活介護
- ・認知症対応型共同生活介護、介護予防認知症対応型共同生活介護
- ・地域密着型介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）、介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）

※特別養護老人ホームへの入所措置を行う場合、被措置者が介護保険法における要介護認定で要介護状態（要介護1以上）に該当しなければならない。その他のサービスについても、介護給付を受給するために必要な介護度に該当しなければならない。未申請等で介護度が不明な場合は、本人の状態を十分に確認する。

※上記以外の介護老人保健施設（老健）等の介護保険サービスは、老人福祉法に規定がないため利用できない。

(5) 事務フロー図

やむを得ない事由による措置に係る全体事務フロー図は次のとおり。



(6) 関連事業

[高齢者虐待対応]

高齢者虐待とは、高齢者が他者からの不適切な扱いにより管理利益を侵害される状態や生命、身体、財産が損なわれるような状態に置かれるることをいう。養護者や施設職員等による、暴力・暴言行為、経済的虐待、介護放棄（ネグレクト）、性的虐待等があり、「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」（高齢者虐待防止法）の第9条に、市町村が虐待通報等を受けた場合に事実確認を行い、老人福祉法第10条の4及び第11条第1項の規定による措置を講ずること規定されている。

高齢者虐待防止法第13条には、老人福祉法第11条第1項第2号又は第3号の措置を行った場合、市町村長と介護施設長は、被措置者と虐待者との面談を制限できると規定されている。

※ 庁内ポータルに掲載の「高齢者虐待対応マニュアル」を参照〔福祉局地域福祉課（相談支援）所管〕。（要更新）

[大阪市要援護者障がい者・高齢者緊急一時保護事業]

養護者の虐待により生命又は身体に重大な危険が生じており、緊急に虐待者からの分離が必要な障がい者及び高齢者、並びに認知症による徘徊によって保護された高齢者を特別養護老人ホーム等に一時的に保護する。一時保護の利用期間は、原則として2週間以内であるため、その間に対象者の利用後の居所を検討する必要がある。

※ 庁内ポータルに掲載の「大阪市要援護障がい者・高齢者緊急一時保護事業 実施の手引き」を参照〔福祉局地域福祉課（相談支援）所管〕。（要確認）

[成年後見制度]

認知症や知的障がい、精神障がい等により、物事を判断する能力が十分ではない者について、本人の権利を守る法的に権限を与えられた援助者（成年後見人等）を選任することで本人を法律的に守る制度。

本人が成年後見人等の申立てを行えず、かつ虐待や身寄りがいないなどの理由により親族申立ててもできない場合は、市長申立てにより家庭裁判所へ申立てを行う。

※ 庁内ポータルに掲載の「成年後見制度利用促進の手引き」を参照〔福祉局地域福祉課（相談支援）所管〕。

[特別養護老人ホームへの緊急入所への検討・入所斡旋]

特別養護老人ホームへの緊急入所を検討せざるを得ない場合について、地域包括支援センターが大阪市老人福祉施設連盟へ緊急入所の斡旋を依頼する。大阪市老人福祉連盟は、地域包括支援センターから聞き取り調査を行い、スーパーバイザーによりケース検討、指導、助言等の事前ヒアリングを実施したうえで、大阪市緊急入所判定委員会を開催し、入所斡旋の「承認」「不承認」「保留」の判定を行う。

「承認」した場合は、大阪市老人福祉施設連盟を通じて、特別養護老人ホームへの入所調整と入所依頼を行う。

[特別養護老人ホームへの特例入所]

平成27年4月から、特別養護老人ホームへの入所対象者は、要介護3以上と認定された者のうち、居宅において日常生活を営むことが困難な者となった。ただし、要介護1又は2の者のうち、認知症や障がい、単身世帯や虐待等のために施設以外での生活が著しく困難であると認められる場合は、介護保険者の市区町村の適切な関与の下、施設ごとに設置している入所選考委員会を経て、特例的に入所することができる。

※ 本市ホームページに掲載の「大阪市指定介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）等入所選考指針」（福祉局高齢福祉課所管）を参照〔福祉局高齢福祉課（企画）所管〕。

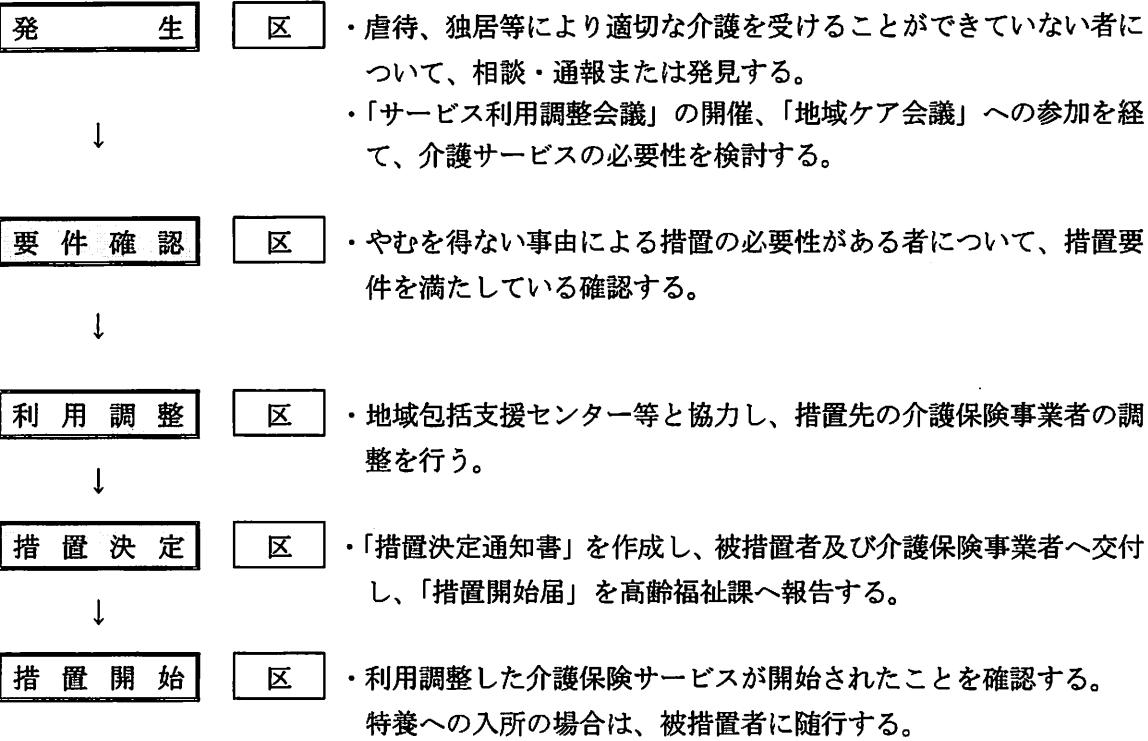
~MEMO~

2 やむを得ない事由による措置業務について

(1) 措置開始（入所）事務

やむを得ない事由による措置を開始する場合は、次のとおり処理を進める。

<事務の流れ>



<発生>

○相談・通報 等

地域包括支援センターや介護保険事業者、地域住民等から相談等があった場合は、対象者の状況を把握するため、区窓口での面談や家庭訪問を行う。その際、養護老人ホームへの入所受付の際に使用する「受付面接記録票」等を活用し、記録を作成する。

やむを得ない事由による措置の可能性がある場合は、介護保険サービスの利用状況や、介護保険料の未納状況、要介護度、生活保護法による被保護世帯かどうか等についても調査を行う。

高齢者虐待に係る対応等については、福祉局地域福祉課（相談支援）が作成している「高齢者虐待対応マニュアル」に沿って対応する。

○「サービス利用調整会議」の開催

区措置担当（課長代理・担当係長・係員）、地域包括支援センター、総合相談窓口担当者を集め、「サービス利用調整会議」を開催し、対象者の状況等について整理し、現に利用している介護保険サービスがある場合は、支給量について追加等を検討する。

○「地域ケア会議」への参加

地域包括支援センターが主催する「地域ケア会議」へ参加し、対象者の身体・環境等、その他介護保険サービスの利用状況等について報告し、各関係者の役割分担を調整する。高齢者虐待による場合は、福祉局地域福祉課（相談支援）とも十分に連携し、緊急一時保護等の利用についても、報告する。

<要件確認>

「サービス利用調整会議」や「地域ケア会議」、その他ケース会議等により措置区において、介護保険サービスの利用が必要だが、対象者にやむを得ない事由があり、老人福祉法による措置が必要と判断したものについて、措置要件を満たしているか確認を行う。

※制度に関する疑義について

やむを得ない事由による措置の開始にあたり、制度に関する疑義等がある場合は、適宜福祉局高齢福祉課に確認してください。

<利用調整>

措置による介護保険サービスの利用開始にむけ、地域包括支援センター等と連携して、措置先となる介護保険事業者（特養、ショートステイ等）との利用調整を行う。

被措置予定者が要介護認定を受けていない場合や、認定期間が切れている場合は、速やかに区保健福祉センター長の職権または地域包括支援センターによる代理申請による申請を行い、可能であれば、【受領委任払】【特定入所者介護サービス費】の手続きについても調整を行う。

居宅介護や通所介護等を利用させようとしている場合で、ケアプランの作成（変更含む）が必要な場合は、措置区から居宅介護支援事業者へ作成を依頼する。居宅介護支援事業者の選定については、措置予定先の介護保険事業者と連携のとりやすい事業者を選定する。

被虐待者や徘徊認知高齢者を措置する場合で、発生から措置予定日までに期間がなく、措置先の介護保険事業者との調整が間に合わない場合は、いったん「要援護者障がい者・高齢者緊急一時保護事業」を利用し、その後、やむを得ない事由による措置を開始することも検討する。

<措置決定>

「措置決定通知書（様式P1）」を作成し、決裁完了後、被措置者及び措置先の介護保険事業者へ交付する。措置先の介護保険事業者が、本市からのやむを得ない事由による措置を受託することが初めての場合は、「老人福祉法に基づくやむを得ない事由による措置の取扱いについて（様式集P9）」にて、本市の措置事務の流れを説明し、「大阪市老人福祉措置費支給申請総括票（様式集P15）」、「大阪市老人福祉措置費支給申請書（様式P16）」及び「老人福祉法に基づく措置施設入力データ票（様式集P18）」を併せて交付する。なお、措置費支給申請書類については、府内ポータル掲載しているデータファイルを提供しても差し支えない。

また、措置決定後は速やかに「老人福祉法第10条の4第1項及び第11条第1項第2号の規定に基づく措置の開始について（報告）（様式集P20）」を作成し、ケース記録等の写し、「老人福祉法に基づく措置施設入力データ票」を添付し、福祉局高齢福祉課あて提出する。

<措置開始>

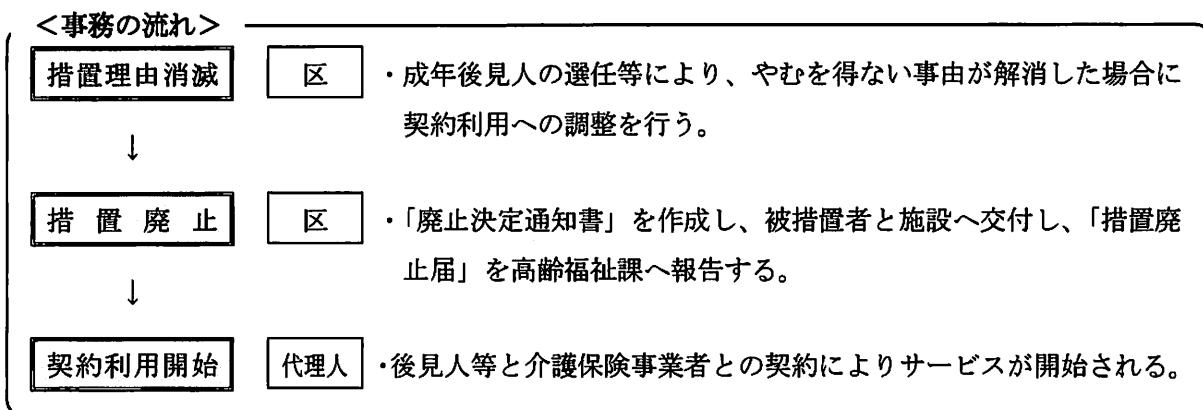
被措置者へ介護保険サービスが適切に開始されることを確認する。特別養護老人ホーム等へ入所させる場合は、原則その入所に随行する。

その際、被措置者の健康状態等により、公共交通機関での移動が難しい場合は、措置先の介護保険事業者に送迎を依頼するか、タクシーで移動する。タクシーで移動する場合、養護老人ホームへの入退所時と同様に、各区で管理しているタクシー乗車券を利用して差し支えない。

取扱いについては、『養護老人ホームへの措置関係事務 4（3）移送費 P49～』を参照。

(2) 措置廃止（退所）事務

成年後見人や親族による契約利用に移行できる見込や、長期入院等により介護保険サービスを利用休止となる場合等、次のとおり処理を進める。



<措置理由消滅>

被措置者の親族等による契約が望めるようになった場合や、成年後見人等が選任された場合は、措置廃止にむけ、介護保険事業者との契約の調整を行う。

被措置者の介護サービスの利用状況や、係る経費等について引継ぎを行い、契約によるサービス開始日を確認する。また、費用徴収金のある場合は、後日、措置期間中に本市が支払った費用の全額を請求する予定であることを説明する。

特別養護老人ホームへ措置している者のうち、要介護1又は2の者については、契約入所へ移行するにあたり、特別養護老人ホームから介護保険者の市町村へ特例入所の申立てを行ってもらう必要がある。市町村から回答がくるまで概ね1~2箇月の期間を要するため、措置廃止時期についても考慮が必要となる。

<措置廃止>

親族や成年後見人等と介護保険事業者が契約し、その契約に基づく介護保険サービスが開始される日を以って、やむを得ない事由による措置は廃止することとなり、「措置廃止通知書（様式集P5）」を作成し、決裁完了後、被措置者及び措置先の介護保険事業者へ交付する。

また、措置決定後は速やかに「老人福祉法第10条の4第1項及び第11条第1項第2号の規定に基づく措置の廃止について（報告）（様式集P22）」を作成し、「措置廃止通知書」の写しを添付し、福祉局高齢福祉課あて報告し、費用徴収のある場合は徴収に係る事務を行う。

◇ 行政不服審査法に基づく審査請求 ◇

やむを得ない事由に措置についても、養護老人ホームへの措置と同じく老人福祉法に基づく行政処分にあたるため、被措置者等が処分庁（区保健福祉センター長）の行なった決定に対し不服がある場合、行政不服審査法に基づき審査庁（大阪市長）に対して不服申立てを行うことができる。

老人福祉法に基づく申請請求に係る審査手続きは、福祉局高齢福祉課にて行う。被措置者等から不服申立てを行いたいという意思表示があった場合は、速やかに福祉局高齢福祉課あて報告すること。

事務の取扱いについては、『養護老人ホームへの措置関係事務 ◇行政不服審査法に基づく審査請求◇ P17~』を参照に処理を行う。

~MEMO~

3 やむを得ない事由による措置に係る措置費について

(1) 措置費について

老人福祉法第21条及び第21条の2の規定に基づき、やむを得ない事由による措置に係った費用から、介護保険法による介護給付を受けることができる額を除いた自己負担相当額（1割～3割相当分）を措置先の介護保険事業者へ支弁する。

なお、支弁対象となる費用は、「老人福祉法第11条の規定による措置事務の実施に係る指針について（平成18年1月24日老発第0124001号、厚生労働省老健局長通知）」に基づき、介護サービス利用料に加え、居住費及び食費が含まれる。措置期間中の医療機関の受診に係る費用については、老人保護措置費で負担することはできない。

老人福祉法（抄）

第21条 次に掲げる費用は、市町村の支弁とする。

1 第10条の4第1項第1号から第4号まで及び第6号の規定により市町村が行う措置に要する費用

1の2 第10条の4第1項第5号の規定により市町村が行う措置に要する費用

2 第11条第1項第1号及び第3号並びに同条第2項の規定により市町村が行う措置に要する費用

3 第11条第1項第2号の規定により市町村が行う措置に要する費用

第21条の2 第10条の4第1項各号又は第11条第1項第2号の措置に係る者が、介護保険法の規定により当該措置に相当する居宅サービス、地域密着型サービス、施設サービス、介護予防サービス若しくは地域密着型介護予防サービスに係る保険給付を受け、又は第1号訪問事業若しくは第1号通所事業を利用することができる者であるときは、市町村は、その限度において、前条第1号、第1号の2又は第3号の規定による費用の支弁をすることを要しない。

老人福祉法第11条の規定による措置事務の実施に係る指針について（抄）

別紙1

5 法第11条第1項第2号に規定するやむを得ない事由による措置

法第11条第1項第2号の措置に要する費用から、法第21条の2の規定に基づき市町村が支弁することを要しないとされた額を控除した額。

なお、当該「措置に要する費用」には、指定施設サービス等に要する費用の額の算定に関する基準（平成12年2月20日厚生省告示代21号）を準用して算定した額のほか、当該介護保険施設等における居住費及び食費が含まれるものであること。

措置費の支給事務については、次のとおり処理を進める。

<事務の流れ>

支 給 申 請

施 設
区

- ・前月分の措置費について「支給申請書」等を措置区へ提出する。
- ・措置先から提出された「支給申請書」等の内容を確認し、確認できたものを高齢福祉課へ提出する。

↓

措 置 費 支 払

局

- ・毎月、「支給申請書」を基に、措置費を支払う。支払日・支払額等について、措置先と措置区へ支払通知を交付する。

↓

支 給 額 確 認

区

- ・介護保険システムの給付実績と、高齢福祉課から送付のあった「介護サービス等確認票」の内容を確認し、確認結果を高齢福祉課へ提出する。

(2) 措置費の支給申請

○支給申請書類の提出

被措置者の措置に係る費用について、毎月、措置先の介護保険事業者から「大阪市老人福祉措置費支給申請総括票（様式集 P15）」「大阪市老人福祉措置費支給申請書（様式集 P16）」「サービス提供証明書（介護給付費明細書 等）」サービス提供内容の分かる書類を添付させたものを提出させる。

提出のあった支給申請書類には、区に提出のあった日付で受取印を押印する。

[提出書類]

「大阪市老人福祉措置費支給申請総括票（様式集 P15）」

「大阪市老人福祉措置費支給申請書（様式集 P16）」

「サービス提供証明書（介護給付費明細書 等）」

「利用料請求書」（※）

※ グループホーム等で介護給付以外に必要な居住費（家賃・光熱水費）がある場合などは、介護保険事業者の作成した「請求明細書」等金額の確認できる書類を別途提出させる。

○支給申請書類の内容確認

提出された支給申請書類の内容に不備等がないか確認する。その際、支給申請のあったサービス提供月に係り、介護保険システムにて高額介護サービス費の受領委任払いや、特定入所者介護サービス費の適用の適用がないかどうか確認し、該当があった場合は支給申請額と齟齬がないか確認する。齟齬がある場合は、介護保険事業者へ確認し、申請内容に誤りがある場合は、再提出させる。確認方法については、「介護保険端末操作マニュアル（抜粋）（別紙 P31）」を参照し、確認できた内容について、「支給申請書」の下部（大阪市記入欄）**確認事項** 欄に記入し、その原本を福祉局高齢福祉課へ提出する。

※支給申請書類の確認及び記入例

(大阪市記入欄)

措置日数	サービス提供証明書	措置承認NO	保険料納付状況		給付率
30日	有・無	大〇〇保第〇〇号	未納保険料	有・無	90/100
サービス内容					
合計単位数	単位数単価	費用額	高額介護支給	特定入所者介護サービス費	不備等
25,536 単位	× 10.72	= 273,745 円	适当	非該当	該当 非該当 確認済 未確認

区記入欄

確認事項

局記入欄

項目	費用額	保険給付額	高額介護支給額	負担額	支給決定額
介護サービス費	273,745	246,370	2,775	24,600	
食費	41,760	22,600		19,500	
居住費	25,650	14,550		11,100	55,200

※ 受領委任払い

高額介護サービス費の月額上限額の超過額を、介護保険者から介護保険事業者へ直接給付する被保険者が超過額をいったん負担する必要がなくなるが、事前に申請が必要。

※令和3年7月以前

【高額介護サービス費の利用者負担段階と利用者負担上限額（1箇月あたり）】

利用者負担段階区分	上限額（月額）
[現役並み所得相当] 市町村民税課税世帯で、課税所得 145 万円以上の第 1 号被保険者がいる世帯	44,400 円（世帯）
[一般世帯] 市町村民税課税世帯（現役並み所得相当を除く）	44,400 円（世帯） ※年間上限額の設定 (1割負担者のみの世帯)
[市町村民税非課税世帯] 全員が市町村民税を課税されていない世帯	24,600 円（世帯）
●本人の合計所得金額と課税年金収入額の合計金額 80 万円以下の方 ●老齢福祉年金受給者の方	15,000 円（個人）
生活保護を受給している方	15,000 円（個人）

※令和3年8月以降

【高額介護サービス費の利用者負担段階と利用者負担上限額（1箇月あたり）】

利用者負担段階区分	利用者負担 上限額（月額）
課税所得 690 万円（年収約 1,160 万円）以上	140,100 円（世帯）
課税所得 380 万円（年収約 770 万円以上）～ 課税所得 690 万円（年収約 1,160 万円）未満	93,000 円（世帯）
市町村民税課税～課税所得 380 万円（年収約 770 万円）未満	44,400 円（世帯）
市町村民税非課税世帯	24,600 円（世帯）
●本人の合計所得金額と課税年金収入額の合計金額が 80 万円以下の方 ●老齢福祉年金受給者の方	15,000 円（個人）
生活保護を受給している方	15,000 円（個人）

※ 特定入所者介護サービス費

市民税非課税世帯等で特別養護老人ホーム等を利用する場合の食費及び居住費について所得に応じた日額負担限度額が適用され、超過額は介護保険者から介護保険事業者へ支払われる。適用を受けるには、預貯金額の提示等（単身：1,000 万、夫婦：2,000 万円以下であること）の申請が必要。なお、居住費については、居室の形態によっても異なるため、被措置者の入所した居室の種別を確認しておく。

※令和3年7月以前

【利用者負担段階区分】

利用者負担段階	
第 4 段 階	第1段階～第3段階以外の方（世帯課税）
第 3 段 階	世帯全員が市町村民税非課税で、第2段階以外の方
第 2 段 階	世帯全員が市町村民税非課税で、本人の合計所得金額と課税年金収入額と非課税年金収入額（遺族年金、障がい年金など）の合計金額が80万以下の方
第 1 段 階	●老齢福祉年金受給者で世帯全員が市町村民税非課税の方 ●生活保護受給者

【利用者負担段階と負担限度額（1日あたり）】

利用者 負担段階	食 費	負担限度額（日額）					
		居住費					
		ユニット型		従来型個室		多床室	
個室	個室的 多床室	特養 特養ショート	左記以外	特養 特養ショート	左記以外		
第 4 段 階	負担限度額なし（施設との契約額を支払う）						
基 準 費 用 額	1,392 円	2,006 円	1,668 円	1,171 円	1,668 円	855 円	377 円
第 3 段 階	650 円	1,310 円	1,310 円	820 円	1,310 円	370 円	370 円
第 2 段 階	390 円	820 円	490 円	420 円	490 円	370 円	370 円
第 1 段 階	300 円	820 円	490 円	320 円	490 円	0 円	0 円

※令和3年8月以降

【利用者負担段階区分】

利用者 負担段階	主な対象者				預貯金額等 (夫婦の場合)
第4段階	第1段階～第3段階以外の方（世帯課税）				—
第3段階②	世帯全員が市町村民税非課税	年金収入金額+ 合計所得金額120万円超			500万円 (1,500万円)以下
第3段階①		年金収入金額+ 合計所得金額80万円超 120万円以下			550万円 (1,550万円)以下
第2段階		年金収入金額+ 合計所得金額80万円以下			650万円 (1,650万円)以下
第1段階	●生活保護受給者 ●世帯全員が市町村民税非課税である老齢福祉年金受給者			1,000万円 (2,000万円)以下	

【利用者負担段階と負担限度額（1日あたり）】

利用者 負担段階	負担限度額（日額）							
	食 費		居住費					
			ユニット型		従来型個室		多床室	
施設サービス	ショートステイ	個室	個室的 多床室	特養 特養ショート	左記以外	特養 特養ショート	左記 以外	
第 4 段 階	負担限度額なし（施設との契約額を支払う）							
基 準 費 用 額	1,445 円	1,445 円	2,006 円	1,668 円	1,171 円	1,668 円	855 円	377 円
第 3 段 階②	1,360 円	1,300 円	1,310 円	1,310 円	820 円	1,310 円	370 円	370 円
第 3 段 階①	650 円	1,000 円	1,310 円	1,310 円	820 円	1,310 円	370 円	370 円
第 2 段 階	390 円	600 円	820 円	490 円	420 円	490 円	370 円	370 円
第 1 段 階	300 円	300 円	820 円	490 円	320 円	490 円	0 円	0 円

※ 社会福祉法人等による利用者負担軽減

社会福祉法人等が提供する、訪問介護や通所介護・介護老人福祉施設等のサービスを利用する場合、低所得で特に生計が困難な方にについて、社会福祉法人等の協力で利用者負担、食費・居住費を軽減する制度。ただし、生活保護受給の場合は、居住費のみ対象となる。養護老人ホーム入所者は対象外。

利用者負担額の約 25%を社会福祉法人等が負担する（1円未満は法人の判断による）。

（3）措置費の支給

福祉局高齢福祉課は、措置区から提出された支給申請書類について、毎月月末に、当該月中に福祉局高齢福祉課へ到着したものを介護保険事業者ごとにとりまとめて、介護保険事業者が指定した口座へ支払う。

【措置費支給日】毎月 10 日頃 ※休日等の関係で前後する。

支払が確認できた後、福祉局高齢福祉課から介護保険事業者へ「やむを得ない事由による措置入所（利用）者にかかる介護サービス利用料等の本人負担分の支払いについて（通知）（様式集 P24）」を交付する。措置区へも「やむを得ない事由による措置入所（利用）者にかかる介護サービス利用料等の本人負担分の支払い及び確認について（様式集 P25）」及び「やむを得ない事由による措置にかかる介護サービス等確認票（様式集 P26）」を郵送する。

（4）措置費支給額の事後確認

サービス提供月の翌々月の 15 日頃以降に、介護保険システムで対象者の給付実績を確認することができる、「やむを得ない事由による措置にかかる介護サービス等確認票（様式集 P26）」の内容と合っているか確認する。確認方法については、「介護保険端末操作マニュアル（抜粋）（別紙 P31）」を参照する。

「担当者名」等を記入し、介護保険システムにて確認した内容について、「2 確認事項【端末確認結果】」欄に金額を記入し、「3 確認結果」の（a）（b）いずれかに○を付け、（b）の場合は、その差額を記載する。その後、確認内容について決裁し、決裁完了後その写しを福祉局高齢福祉課あて提出する。

※ 確認票の記入

区決裁欄	
<p>特定入所者介護サービス費の適用を受けていない者の居住費と食費については、介護給付がないため、介護保険システムでの実績確認できないが、支給申請時に確認を行っているため、事後確認は不要となり、申請時点での確認済額を記入する。</p>	
<p>(a) (b) のいずれかに○する。</p>	
<p>備考欄 上記、確認したが、 ① 少額の場合はて施設したが、各自の負担に併せあります。 ② 大額の場合はて施設したが、各自の負担に併せあります。 跡をしてください。</p>	
<p>確認済 全 _____ 円（追加交付・算入）</p>	

(5) 措置費支給額に相違があった場合の精算

(4) で確認した介護保険の給付実績と支給した措置費に相違があり、支給額の変更を行う必要がある場合は、措置先の介護保険事業者へ「大阪市老人福祉措置費支給【変更】申請総括票（様式集P27）」等の変更支給申請書類を提出させ、支給申請時と同様に内容を確認し、（大阪市記入欄）

確認事項 欄に記入のうえ、原本を福祉局高齢福祉課へ提出する。

措置費の差額調整については、次のとおり取り扱うことを介護保険事業者へ説明するとともに、介護保険給付分について国保連合会へ再請求を行うおくよう併せて依頼する。

また、介護保険事業者から給付実績に過誤等があると連絡があった場合も同様に処理するが、過誤が判明した際に、やむを得ない事由による措置の廃止後で、その費用徴収金も支弁済の場合は、被措置者の後見人等と差額調整するよう依頼する。

[提出書類]

「大阪市老人福祉措置費支給【変更】申請総括票（様式集P27）」

「大阪市老人福祉措置費支給申請書【変更】（様式集P28）」

「サービス提供証明書、介護給付費明細書 等」※変更後の明細

○ 介護保険事業者へ追給する場合

福祉局高齢福祉課から介護保険事業者へ、変更申請のあった翌月に、他のやむを得ない事由による措置に係る支払分と併せて不足額を支払う。

支払確定後、福祉局高齢福祉課から措置先の介護保険事業者と措置区へ「支払通知」を交付する。措置区へは「確認票」も同封するので、当初の事後確認と同様に、介護保険システムにて修正後の給付実績と相違ないか確認のうえ、決裁後、その写しを福祉局高齢福祉課へ提出する。

○ 介護保険事業者から返納する場合

福祉局高齢福祉課から介護保険事業者へ、変更申請内容の確認後、「返納通知」「返納納付書」を送付し、その納付書を以って、超過額を納付させる。

措置区へは「返納通知」及び「確認票」を送付するので、当初の事後確認と同様に、介護保険システムにて修正後の給付実績と相違ないか確認のうえ、決裁後、その写しを福祉局高齢福祉課へ提出する。

~MEMO~

4 やむを得ない事由による措置に係った費用の徴収について

(1) 費用徴収金

やむを得ない事由による措置に係る費用徴収金については、措置に係った費用の全額を徴収する。ただし、その額を摘要した場合に、被措置者の収入額を措置支弁額が超過する等、被措置者が生活保護の受給対象となる場合の徴収額は、0円とする。

措置に係った費用については、福祉局高齢福祉課から交付する「やむを得ない事由による措置入所（利用）者にかかる介護サービス利用料等の本人負担分の支払い及び確認について（様式集P25）」により確認する。

老人福祉法第11条の規定による措置事務の実施に係る指針について（抄）

別紙2

2 やむを得ない措置

法第11条第1項第2号及び第2項（特別養護老人ホームに限る。）に規定する特別養護老人ホームの措置に要する費用に係る法第28条の規定による徴収金の額は、法第21条の2の規定に基づき、支弁することを要しないとされた額（介護保険給付を受けることができる者でない場合には、これに相当する額）を除いた額（ただし、その額を適用すれば、生活保護を必要とする状態になる者については、0円）とする。

なお、措置に要する費用には、特別養護老人ホームにおいて保険給付の対象となる額のほか、食費及び居住費が含まれる。

(2) 被措置者等への請求

＜毎月請求＞

被措置者に親族等があり、介護保険サービスの契約は行えないものの、措置にかかった費用の支払は行える場合は、毎月の措置費支払額の確定後、その都度、被措置者に代わって納付するよう請求する。

※ 財務会計システムへの入力処理は、「老人福祉施設費用徴収金の調定登録（別紙 P18）」を参照。

＜一括請求＞

被措置者に代わって、措置に係った費用の支払いを行える者がいない場合は、成年後見人等が選任され、やむを得ない事由による措置を廃止した後に、成年後見人等あて措置に係った費用の全額を一括して請求する。

※ 財務会計システムへの入力処理は、「老人福祉施設費用徴収金の調定登録（別紙 P18）」を参照

○調定登録（決裁種別：電子決済）

財務会計システム [歳入管理] → [調定] → [個別調定決議]

（予算主管）062505_福祉局高齢福祉課

（歳入科目）調定日の属する年度の現年度歳入科目を入力する。〔歳入区分：431〕

（調定期額）措置にかかった費用（月額または総額）

（納入義務者）被措置者

（納付期限）納入通知予定日から1月後程度

（公印審査）決裁公印審査を行う

【注】 調定登録年度については、調定日の属する年度で登録する。

【注】 標題に被措置者氏名等の個人情報を入力しない。

○公印審査と通知書等発送

徴収額の決定及び被措置者への請求について財務会計システムにて決裁を行い、納入通知書へ区保健福祉センター所長印（納通専用）の押印について審査を受ける。決裁完了後、公印を押印し、「費用徴収決定通知書」とともに、納入義務者（または成年後見人等）へ交付する。

※ 令和元年12月23日付の会計室会計企画担当課長からの通知「財務会計システムを利用した公印審査の実施について」により、財務会計システムで公印審査ができる。

納入通知書を送付する場合は、普通郵便でかまわない。送付経費は、福祉局高齢福祉課から四半期ごとに予算配付する老人保護措置事務費より支出し、不足が発生した場合は、追加配付依頼を行う。

【送付書類】

「老人福祉法に基づくやむを得ない事由による措置に係る費用徴収決定通知書（様式集P29）」「納入通知書」（財務会計システムで作成したもの）
「措置決定通知書（写）」及び「措置廃止通知書（写）」

（3）督促・催告

<督促>

納入通知の納付期限までに納付がなかった場合、本市未収管理規則に則り、納入期限から30日以内に、被措置者等に対し督促を行う。

財務会計システムにて納付書を再作成し、「老人福祉法に基づくやむを得ない事由による措置に係る督促について（様式集P30）」と併せて、決裁後、被措置者等へ交付する。

督促の納付期限を過ぎてもなお一括納付が難しい場合は、債務承認書を提出させ、分納等について交渉を行う。

なお、督促納期を過ぎた未納金には、納付するまでの金額及び期間に応じて延滞金が発生する。

○督促決議

財務会計システム [出納管理] → [収納1] → [督促決議]

（調定決議番号）当初登録番号 ※年度をまたぐ場合は、新年度における調定決議番号

（督促日）督促状送付日

（取扱期限日）督促納期 ※督促日から10日

（標題）老人福祉施設徴収（やむを得ない事由による措置）徴収金の督促について

（督促額）（債務者情報）は自動反映されるので内容確認のみ

（備考）老人福祉法に基づくやむを得ない事由による措置徴収金

※ 督促決議の登録完了後、納付書作成画面へ自動遷移しますので、記載内容等を確認のうえ、財務会計専用OCR用紙へ印刷する。また、下記のメニューからも再作成が可能
○納付書作成

財務会計システム [歳入管理] → [納入通知書・納付書] → [納入通知書・納付書作成]

（調定決議番号）当初登録番号 ※年度をまたぐ場合は、新年度における調定決議番号

（発行区分）納入通知書

※ 発行区分は、システム上、変更ができないため当初入力情報のまま。

※ 納付期限は、当時の個別調定決議登録時の情報が反映される。手書き修正するか、[個別調定変更決議登録]にて納入期限を変更し、その際に出力する納入通知書を利用する。

<催告>

督促の納付期限までに納付がなく、且つ納付交渉へも応じない場合は、被措置者等に対し、催告を行う。ただし、履行延期や分納誓約に基づく交渉・分納中の対象者は除く。

「老人福祉法に基づくやむを得ない事由による措置に係る催告について（様式集 P32）」と併せて、決裁後、被措置者へ交付する。納付書について、被措置者等の手元に無い場合は、督促時と同様に財務会計システムにて再作成する。

その後も、被措置者等が納付交渉に応じない場合は、『老人福祉施設徴収金債権管理事務』のとおり、未収債権の回収・管理を行う。

<延滞金>

督促納期を過ぎてなお未納な徴収金については、養護老人ホーム入所者費用徴収金と同様に「大阪市税外歳入に係る延滞金及び過料に関する条例」に基づく延滞金が発生する。

各区において督促を過ぎて納付があった徴収金について、府内ポータルに掲載している「延滞金計算ツール」を活用し、延滞金を算出した後、財務会計システムへ調定登録を行い、決裁後、区保健福祉センター長印を押印した納入通知書にて被措置者へ延滞金を請求する。

ただし、未収金が2,000円未満、または、計算した延滞金が1,000円未満の場合は延滞金の請求は行わない。

○調定登録（決裁種別：電子決裁）

財務会計システム [歳入管理] → [調定] → [個別調定決議]

(予算主管) 062505_高齢福祉課

(歳入科目) 当該年度の現年度歳入科目を入力する。{歳入区分：432}

(調定金額) 算出した延滞金額

(納入義務者) 被措置者

(納付期限) 納入通知予定期日から1月後程度

注 調定登録年度は、延滞金確定日（=未収金の納付日）が属する年度で登録する。

~MEMO~

5 葬祭委託・遺留金品

(1) 葬祭委託

老人福祉法第11条第2項に基づき、養護老人ホームへ措置している被措置者又はやむを得ない事由により特別養護老人ホームへ措置している被措置者が死亡し、その葬祭を行う者が存在しない（不明含む）場合は、区保健福祉センター長から措置先の施設長へ葬祭を委託する。

老人福祉法（抄）

第11条～省略～

2 市町村は、前項の規定により養護老人ホーム若しくは特別養護老人ホームに入所させ、若しくは入所を委託し、又はその養護を養護受託者に委託した者が死亡した場合において、その葬祭（葬祭のために必要な処理を含む。以下同じ。）を行う者がいないときは、その葬祭を行い、又はそのものを入所させ、若しくは養護していた養護老人ホーム、特別養護老人ホーム若しくは養護受託者にその葬祭を行うことを委託する措置を探ることができる。

葬祭を行う者は存在するが、葬祭費用に係る資力が無い場合は、生活保護法における葬祭扶助の適用等を活用して葬祭を行うよう依頼する。

※ 特別養護老人ホームへの葬祭委託に係る事務処理方法等については、『養護老人ホームへの措置関係事務 5 葬祭委託 P51～』を参照。葬祭委託に係る各様式等についても、<養護老人ホームへの措置関係事務（様式集）>にあるものを活用する。

(2) 遺留金品の取扱い

やむを得ない事由による措置中に被措置者が死亡した場合で、遺留金品を引き渡す親族等がない場合、又はその存在が不明な場合は、相続人調査を行い、相続人へ引き渡すか、相続財産管理人の選任申立て等の処理を行う。

※ 遺留金品処分等に係る事務処理方法等については、『養護老人ホームへの措置関係事務 6 遺留金品の取扱について P55～』を参照。遺留金品の処理に係る各様式等についても、<養護老人ホームへの措置関係事務（様式集）>にあるものを活用する。